チェックリスト

＜6. あまがさき緑遊新都心東地区（ □駅前街区 　□東街区 ）＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）告示日：1998.3.20、建築条例当初施行日：1998.8.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 1）法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。）[(に)項第2号]
2. 自動車教習所 [(に)項第5号]
3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

 [(ほ)項第2号]1. 倉庫業を営む倉庫 [(へ)項第5号]
2. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令＝令130条の9で定めているもの [(と)項第4号]

2）（東街区のみ）広場公園、遊歩道に面する部分の1階部分には、住戸の用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途□住宅□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 3,000㎡ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの（法53条の2第1項第2号）を除く。 | 敷地面積　　　　　　㎡（適用除外）□公益上必要なもの | 適・否 |
| 容積率の最高限度 | □東街区のみ　　300％ | 延べ面積　　　　　　㎡容積率　　　　　　　％ | 適・否 |
| 建蔽率の最高限度 | □駅前街区　　70％□東街区　　　40％ただし、巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物（法53条第5項第2号又は第3号）を除く。 | 建築面積　　　　　　㎡建蔽率　　　　　　　％（適用除外）□公益上必要なもの | 適・否 |
| 壁面の位置の制限 | □駅前街区のみ計画図表示の壁面の位置の制限に係る境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等の面までの距離は、3ｍ以上離すものとする。 | 境界線からの有効距離　　　　　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 1）建築物の形態は、周辺街区との調和を考慮する［とともに、東西に長大なものを避ける(東街区)］。2）建築物等の意匠は、道路、駅前広場並びに駅や車窓からの景観に配慮するとともに、ベランダ緑化等建築物の緑化に努めるものとする。3）敷地内緑化に努めるとともに、敷地周囲との一体的な緑地の配置を考慮するものとする。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）30m以下の部分 R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下その他 明度：5以上 彩度：3以下無彩色 指定なし30mを超える部分R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　 ）　　　　　　　　　（　　　　 ）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 遊歩道に面する部分に垣又はさくを設置する場合は、生け垣または透視可能なフェンスとする。また、鉄道敷に面する部分（ただし、計画図表示の壁面の位置の制限にかかる境界線から6ｍ以上東の区域に限る。）には、中高木を主体とした植樹帯を設けるものとする。 | 遊歩道に面する部分の垣、さくの設置有・無 　　　 構造 　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理